

議案第13号 小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）		備考						
第2条第1項 略 2 教育長の給料は、別表の定めるところによる。 附 則 1～9 略 別表(第2条関係)		第2条第1項 略 2 教育長の給料は、別表の定めるところによる。 附 則 1～9 略 <u>10 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における教育長の給料は、第2条第2項の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</u> 別表(第2条関係)		追加						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td>661,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	教育長		661,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td>661,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	教育長	661,000円
区分	給料月額									
教育長	661,000円									
区分	給料月額									
教育長	661,000円									